

茅ヶ崎警察署との地域安全に関する協定について

2024 年 9 月 30 日

東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社

茅ヶ崎警察署（署長：奈良 英俊）および東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社（支社長：山銅 信輔、以下「東電PG」という。）は、本日、「地域安全に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結しました。

本協定は、昨今、多発している特殊詐欺等の犯罪未然防止に関する啓発活動、情報発信、広報活動、方策の提案等に協力し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、相互連携と協働を行うものです。

東京電力グループは今後も電力の安定供給の他、地域の皆さまに寄り添い、安全で安心して暮らせるまちづくりに貢献してまいります。

別紙1_協定書

別紙2_協定締結式写真

以 上

本発表内容に関するお問い合わせ先について

東京電力パワーグリッド株式会社 神奈川総支社	飯野	TEL：045-394-1233（代）
		TEL：090-1846-9687（直通）
同 平塚支社	松枝	TEL：0463-57-4507（直通）

地域安全に関する協定

東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社(以下「甲」という。)及び神奈川県茅ヶ崎警察署(以下「乙」という。)は、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、特殊詐欺をはじめとする各種犯罪の未然防止に関する取組に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、特殊詐欺をはじめとする各種犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、甲及び乙（以下「二者」という。 ）が相互連携と協働することを目的とする。

(運用の基本)

第2条 この協定の運用は、二者の相互理解による信頼と協力関係を基本とする。

(協力事項)

第3条 この協定に基づき、甲は、次の事項について、業務に支障のない範囲で、乙に協力するものとする。

- (1) 特殊詐欺等の未然防止に関する情報発信、広報啓発活動
- (2) 特殊詐欺等の未然防止方策の提案
- (3) 特殊詐欺等に関する情報を認知した際の積極的な警察への通報
- (4) その他安全・安心まちづくりに関する事項

2 乙は、甲の前項の活動に対して情報提供等、必要な協力を行うものとする。

(配意事項)

第4条 二者は、この協定の運用に当たり、次の事項に配意するものとする。

- (1) この協定に関し知り得た情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護を遵守することとする。
- (2) 第3条に定める協力事項についての役割分担、費用負担その他必要と認められる条件の詳細は、必要に応じて、二者が協議の上で決定するものとする。
- (3) この協定は、甲に特別な権限を付与するものではない。

(連絡担当部署)

第5条 この協定の効果的な運用を期するため、甲は平塚支社次長（渉外担当）を、乙は生活安全課防犯少年係を担当とし、相互の連絡調整を行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。

なお、有効期間満了日の3カ月前までに二者のいずれからの特段の異議申立てがないときは、この協定の有効期間は、有効期間満了日より更に1年間、同一条件にて、自動的に延長されるものとし、以降もまた同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を希望する場合は、二者協議の上、解除予定日の3カ月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(協定の見直し)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度二者協議の上、変更を行うものとする。

(定めない事項等)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合については、二者が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、二者が署名の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和6年9月30日

茅ヶ崎警察署と東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社の
地域安全に関する協定



【左から、東京電力パワーグリッド(株)平塚支社 山銅支社長、 茅ヶ崎警察署 奈良署長】